

兵庫県下の事業場における重点的実施事項

【全業種共通】

- 1 経営トップは、安全方針を表明し、安全管理活動に強く関与してください。
- 2 経営トップの参加の下に職場の安全パトロールを実施するなど、職場内における安全衛生活動の 総点検を実施してください。
- 3 リスクアセスメント（職場の危険な状態や有害な状態を事前に調査する取組）を確実に実施し、職場に残留するリスクを明らかにし、許容出来ないリスクは確実にリスク低減措置を講じてください。
- 4 安全管理者や安全スタッフなどを選任して事業場の安全管理体制を整備してください。また、安全管理者を選任する必要がない事業場（第三次産業のほとんどの業種が該当）においても、安全の担当者（安全推進者）を配置するなどし、事業場の安全管理体制を充実してください。
- 5 雇入れ時教育、配置換え・作業変更時教育及び職長教育を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施してください。

【労働災害が増加傾向にある業種に対する具体的な取組の要請】

特に労働災害が増加している業種（製造業、建設業、陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店）ごとに、以下の取組を確実に実施してください。

1 製造業

- ① 災害件数が多い機械（特に食料品製造業を対象とする食品加工用機械）の「はさまれ・巻き込まれ」災害、「切れ・こすれ」災害を防止する防護対策の徹底
- ② 機械の点検や作業手順の確認ならびに新規雇入れ時教育の徹底
- ③ 機械の掃除、点検、修理等の非定常作業時における運転停止の徹底
- ④ 暑熱時期の熱中症予防対策の徹底

2 建設業

- ① 高所作業による「墜落・転落」災害防止対策の徹底
 - ・ 作業床の設置の徹底
 - ・ フルハーネス型墜落制止用器具の使用の徹底
 - ・ 足場の組立、解体、変更時の墜落防止措置の徹底
 - ・ 足場の点検の徹底
- ② 建設機械の旋回による「はざまれ・巻き込まれ」災害防止対策の徹底
- ③ 暑熱時期の熱中症予防対策の徹底

3 陸上貨物運送事業

- ① 災害が最も多いトラックからの「墜落・転落」災害防止対策の徹底
 - ・ 業界団体の連携による トラックドライバー等に対する周知啓発活動の展開
 - ・ 荷台上での作業におけるヘルメット（墜落時保護用）の確実な着用
- ② 平成 25 年 3 月に策定した「荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知状況と取組実施状況（特に荷主との連絡調整などの状況など）についての事業者自身による点検や対策の実施
- ③ 交通労働災害防止ガイドラインの確実な運用による交通事故防止対策の徹底
- ④ 暑熱時期の熱中症予防対策の徹底

4 第三次産業（小売業、社会福祉施設、飲食店）

- ① 危険に対する「気づき」を促し、安全意識を高めるため、各職場における安全活動の活性化[危険予知（KY）活動、職場内の危険マップ作り]の促進と、「安全推進者（＝安全の担当者）」の配置
- ② 転倒するおそれのある危険箇所（滑り、つまづき、踏み外し）の予防の徹底
- ③ 腰痛予防対策の徹底
- ④ 交通労働災害防止ガイドラインの確実な運用による交通事故防止対策の徹底
- ⑤ 暑熱時期の熱中症予防対策の徹底